# 具体的な税制改正要請内容について

## I. 2010 年度税制改正に対する重点要請項目

#### 1. サラリーマンが納得できる税制の基盤をつくる。

- ① 給与所得者に対して、申告納税制度と年末調整制度との選択を認める。特定支出控除を追加・拡大する。
- ② 納税者番号制度を導入する。資産性所得を含めて所得税の総合課税化をはかる。
- ③ 政府税制調査会のあり方を抜本的に見直す。税制改正の決定過程に労働者の代表を参画させる。

### 2. 税による所得再分配機能を回復させ、格差社会の是正をはかる。

- ① 所得税の最高税率を引き上げる。
- ② 相続税を贈与税と一体化した一生累積課税方式とし、基礎控除の見直しや最高税率の引き上げなどにより、資産課税を強化する。
- ③ 人的控除について、税額控除方式への切り替えや児童手当等への振り替えを行う。 振り替え等にあたっては、中低所得層の負担が増えないよう、夫婦合算均等分割制度 (二分二乗制度)等の創設とあわせ実施する。
- ④ 給付つき税額控除について具体的に検討する。

#### 3. 経済社会の変化に対応した税制をめざす。

- ① 自動車関係諸税を軽減・簡素化する抜本的な見直しを行う。暫定税率は、地方財政に配慮しつつ、来年度から廃止する。
- ② 租税特別措置透明化法を制定し、法人税等の租税特別措置の適用状況や政策効果等を検証する。有効なものは恒常化、有効でないものは廃止等行い、課税ベースの拡大をはかる。
- ③ 少子高齢社会を支える社会保障制度とその安定財源のあり方について国民的な議論を行う。
- ④ 税源移譲や地方交付税等の地方行財政制度のあり方について地方自治体と協議する場を法制化する。地方自治体の税財源の拡充をはかる。

## Ⅱ. 当面の税制改革に関する要請項目

(連合「2010-2011年度 政策制度 要求と提言」)

- 1. 税制が持つべき所得再分配機能の強化、不公平税制の是正に向けた税制改革を実施する。また、納税者番号制度を導入する。
- (1) 所得税と個人住民税の合計税率を「恒久的減税」以前に戻し、所得税の累進度を高める。
  - ①所得税の課税所得が 1,800 万円を超える部分については、税率を 45 %に引き上げる。
  - ②所得税の課税所得が3,000万円を超える部分にかかる税率区分を復活させる(税率は50%とする)。
- (2) 利子・配当、株式等譲渡益の分離課税制度を廃止し、資産性所得を含めて所得課税を総合課税化する。政府が進める「金融所得課税の一体化」については、総合課税化を条件とする。それまでの間は、金融所得にかかる税率を 30 %に引き上げる。あわせて、租税回避につながらないよう、必要な措置を講じる。
- (3)総合課税の実効性や徴収の公平性の確保、税務の電算化・効率化、経済・社会活動の国際化・情報化への対応をはかるため、個人と法人を対象とする「納税者番号制度」を早期に導入する。
  - ①納税者番号制度導入によって個人情報の流出や番号の盗難・不正使用などが生じないよう、個人情報保護関連法において必要な措置を講じる。
  - ②納税者番号の付番方式については、社会保険と税を一体的にもれなく把握できるものとし、社会保障番号(現在検討が進められている「社会保障カード」に付される番号)の活用を中心に検討し、早期に決定する。
- 2. 申告納税制度と年末調整制度との選択制の導入、不服申し立て制度の改善等、納税者の権利を確立するとともに、公正かつ効率的な納税環境を整備する。
- (1) 納税者意識を高めるとともに、納税者としての権利を確立するため、給与所得者に対しても、申告納税制度と年末調整制度との選択を認める。
- (2) 税の使途や税に関する情報、債務残高等中央・地方双方の財政の実態、審議会等の公開等、納税者に対する情報公開を徹底するとともに、税のもつ意義・目的や主権者たる納税者(担税者:タックスペイヤー)の権利・義務についての租税教育を充実する。
- (3) 納税者の権利を保障する観点から、国税の処分に対する不服申し立ては、現行の訴願前置主義(原則として行政上の不服申し立てを経なければ、裁判所への訴訟ができない)を基本としつつ、裁判所への直接訴訟の道も開き、選択可能とする。また、国税不服審判所については、財務省・国税庁から切り離して第三者機関としての独立性を確保する。主席審判官以上は、国会同意人事とする。
- (4) 税務通達については、極力法令化し、通達行政の不透明性を是正する。また、税務関連の命令・規則の設定・改廃については、可能な限り、行政手続法の意見提出手続(パブリックコメント)等による国民からの意見聴取に努める。

- (5)「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」と全自治体での「地方税電子申告サービス(e LTAX)」の一層の普及をはかる。あわせて、利便性を高めるとともに、電子申告促進のための税制上のメリットを与える。また、適正な税務執行をはかるため、必要な税務職員の人員数を確保する。
- (6) 報酬、料金等の支払調書について、本人への交付を義務づける。
- (7) 記帳および総収入申告義務の強化、脱税等の違反に対する罰則強化、時効の延長、不正申告や記帳義務違反者に対する推計課税制度、悪質な滞納に対する罰則創設等、公正な申告納税が実現できる環境を整備する。
- (8) 電子商取引について、取引の把握方法、国境を越える取引の課税の取り扱い等、国際的な調和をはかりつつ、課税の仕組みの確立をはかる。
- (9) 公平な税制の構築に向けた実践的な研究を可能にするため、個人情報の保護を前提として、国税庁が保有する税務統計の基礎情報を調査・研究目的に限って提供する制度を創設する。
- (10) 政府税制調査会のあり方を抜本的に見直し、税制改正の決定過程を透明化する。改革後の政府税制調査会には、労働者の代表を正規委員とし参画させる。

#### 3. 所得税の公平性・中立性を高める。

- (1) 人的諸控除は、原則として所得控除方式から税額控除方式に切り替える。また、社会保障給付で行うべき控除は社会保障給付に振り替える。
  - ①義務教育終了前(中学3年まで)の子どもを対象とした扶養控除は、児童手当の増額 (一律1.5万円)と対象年齢の拡大に振り替える。
  - ②同居特別障害者加算は、障害者福祉手当の増額に振り替える。
- (2) 少子高齢化の進行、家族形態の変化、働く女性の増加、男女平等社会の実現の視点を踏まえ、就労等の選択に中立的な税制とするため、所得税・個人住民税について、以下のように改革する。
  - ①配偶者控除は、「扶養控除」に統合し、配偶者も扶養親族の1人とする。
  - ②給与所得 1,000 万円以下(夫婦の合算所得)の納税者が選択できる夫婦合算均等分割制度(二分二乗制度)を創設する。(二分二乗制度を選択した場合、税率 10 %以上の納税者には 1.5 倍の税率を適用する)
- (3) 給与所得控除は、給与収入 2,000 万円程度を目途に上限を設け、それ以下については現行水準を維持する。また、特定支出控除については、給与所得者の必要経費の実情に合わせて、職務上の慶弔費・自動車関係費、能力開発のための費用、周辺機器を含めたパソコン購入費、通信費、書籍購入費、労働組合費等を対象項目として追加・拡大する。(現行は通勤費、転任のための引っ越し費用、研修費、資格取得費、単身赴任の帰宅旅費の 5 項目)
- (4) 単身赴任者の帰宅旅費については、本人の必要経費であり、非課税とする。
- (5) 年俸制や派遣労働の交通費について、通勤にかかる交通費実費は、納税者の申告にもとづき非課税とする。
- (6) 退職金控除は、働き方によって不利が生じないよう、勤続1年あたりの控除額を一律 (年60万円)とする。

- (7) 医療費控除については、健康保険法改悪による医療費の自己負担増も加わる中で、控 除適用の下限額(10万円または総所得額の5%のいずれか低い方)は堅持する。
- (8) 日本国内に住所を有しているが、職業上の理由により、1年の大半を日本で居住していない者を「準居住者」とし、所得税・住民税の軽減をはかる。
- (9) 医師の社会保険診療報酬に係る特例(概算経費率による必要経費の計算特例)は廃止する。
- (10)納税者番号制度と行政システムの整備を前提として、既存の社会保障給付との関係を整理し、低所得者の税・社会保険料負担の軽減や就労促進をねらいとする給付つき税額 控除(「勤労税額控除(仮称)」の新設)の導入について検討する。

### 4. 消費税の透明性・信頼性を高める改革を行う。

- (1) 消費税の益税、滞納の解消をはかるため、以下の改革を行う。
  - ①益税解消のため、税額控除方式は、現行の帳簿方式から税額票方式(インボイス方式) に変更する。また、記帳義務も強化(記帳義務者の範囲の拡大、罰則の創設)する。
  - ②簡易課税制度は、廃止する。
  - ③法人の免税点は、廃止する。
  - ④滞納防止のため、消費税納税額が40万円未満(国税分)の事業者についても3か月ごとの中間申告の対象とし、運転資金としての流用を防ぐ。また、公共工事入札、備品調達の際にも納税証明書の添付を求める等、徹底した滞納防止策を実行する。
  - ⑤消費税における二重課税については、解消する。また、印紙税の課税対象についても 抜本的に見直す。
  - ⑥消費税の小売段階での総額表示方式の場合でも、価格表示や領収書において税額を明 記するよう指導する。その他の個別間接税等についても、税額明記に努めるよう指導 する。また、総額表示方式によって、小売業者が納入業者に対して優越的地位を濫用 しないよう、監視・取締を強化する。
- (2) 消費税のもつ逆進性の緩和策として、給付つき税額控除(注1) の導入を検討する。
- (3) 基礎年金を全額税方式への転換する際、「年金目的間接税」および事業主に対する「社会保障税」を導入する。導入にあたっては、現行消費税の欠陥是正(インボイス方式の導入、逆進制緩和策(注1))の措置をあわせて実施する(P74「福祉・社会保障政策」参照)。
- (4) 消費税納税額の圧縮を目的とした正規雇用から派遣・請負への置き換えを防止するため、派遣労働、請負労働などの対価にかかる「消費税の仕入税額控除」について、そのあり方を見直す。

#### 5. 相続税、土地税制等資産課税を強化する。

- (1) 相続税は、資産の再分配機能、所得税の補完機能として、社会的に重要な制度として 位置づける。
  - ①相続税および贈与税の最高税率を引き上げる。また、評価方法の特例等は拡大しない。 なお、死亡保険金の現行の相続税非課税限度額は維持・拡充をはかる。
  - ②税額の算出は、実際に相続人が取得した遺産額に基づく方式に改める。基礎控除(現行:5,000万円+1,000万円×法定相続人数)については、相続額にかかわらず一定金

額とし、引き下げる。

- ③現行の相続時精算課税制度は、将来的には一生累積課税方式とする。その際、税務執 行面の継続性を確保するため、納税者番号制度の早期導入、税務体制の整備を行う。
- (2) 土地基本法の理念に沿って、保有課税を重視した土地税制の基本を堅持しつつ、譲渡にかかる税は、土地の流動化が進みデフレが解消されるまで現行水準を維持する。
- (3) 地価税は、性格・役割(資産課税や土地政策面)を踏まえて、その基本的枠組みを維持し、地価の上昇率が2桁を超えるまで凍結を維持する。
- (4)土地等の譲渡に関する税制の簡素化や国税、地方税等の課税標準となる土地の評価のあり方について検討する。また、住宅にかかる登録免許税と不動産取得税のあり方について、簡素化、地方財源化する方向で検討する。

### 6. 社会的課題に対応した公平で簡素な税制措置を行う。

- (1) NPO法人の活動を社会的に支援するために、NPO法人については、原則非課税を 堅持する。さらに、NPO活動に対する下記の支援措置を行う。
  - ①NPO法人に対する寄付金については、個人所得において、一定金額の範囲内で税額 の 20 % までを税額控除できる制度を創設する。
  - ②NPO法人が行う介護サービス事業については、社会福祉法人の場合と同様、非課税とする。
  - ③NPO税制の公益性認定のあり方について、抜本的に見直す。
  - ④一般社団法人と同様に基金制度(出資金を債務でなく資産に計上できる仕組み)を使 えるようにする。
- (2) 住宅関連の負担軽減措置として、下記の措置を講じる。
  - ①住宅取得に要した借入金がある場合は各年の返済金に係る利子相当額の、賃貸住宅に居住している場合は支払い家賃額の、それぞれ20%(上限は年24万円)を各年分の所得税額から控除する、「家賃・ローン利子比例税額控除制度」を創設する。なお、対象は所得1.500万円以下の個人とする。
  - ②新築住宅にかかる固定資産税の軽減期間を10年に延長する。
  - ③個人住宅における耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事と長期優良住宅に対する促進税制について、内容を拡充し、期間を延長する。
  - ④現行の「住宅ローン減税」適用者が家族帯同で転居を伴う転勤をする場合は、減税措置を中断しないこととする。
  - ⑤ 居住用財産の譲渡損失の繰越控除期間を5年に延長する。
- (3) 財形貯蓄制度の制度の維持・拡充をはかる。
  - ①財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利子非課税限度額(現行 550 万円)を 1,000 万円 に引き上げ、現行最大 5 年の据置期間の延長をはかる。
  - ②貯蓄額が利子非課税限度額を超えた場合の課税方法を、非課税貯蓄額を超えた部分の みに課税するよう改める。
- (4) 国民が将来の不安に備え、社会保障でカバーできない部分について行う自助努力に対して、税制での支援を積極的に拡充・改善する。そのため、遺族、年金、医療、介護の保障にかかる各種保険料控除の維持・充実をはかる。

- (5) 障害者雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金等の益金不算入等、税制面から雇用拡大を支援する。
- (6) 雇用労働者の能力開発を促進させる観点から、研修・資格取得費用の負担を軽減する 「自己啓発税額控除」を検討する。
- (7) 住宅、設備、自動車、家電等について、既存税制のグリーン化(環境への負荷を軽減するために政策誘導する税制措置)をはかる。

地球温暖化対策の一つの手法として、「炭素税(仮称)」などの新税の可否について検討する際は、自動車・エネルギー関係諸税の軽減・簡素化等、既存税制全体の見直しを前提とし、以下の点に留意する。(P 130~「環境政策」参照)

- a) 温室効果ガスの排出を削減するための動機付けや意識喚起を目的とする。
- b) 基本的に化石燃料(石油、石炭、天然ガス等)の最終消費者が広く薄く応分の負担をすることが望ましい。
- c) 対象は家庭部門等、温室効果ガスの小口排出者を中心とし、「国内排出量取引制度」 との二重の負担を避ける。
- d) 消費される化石燃料の炭素含有量に税率を乗じる方式を基本とし、低所得者層等に配慮した免税点や軽減税率などを考慮する。「税収中立(国全体の税収を変えずに制度を設計する)」を基本とする。
- e) 税収は基本的に一般財源とし、エネルギー対策、技術開発、森林吸収源対策等、 優先順位をつけた使い方とする。
- (8) 特定財源の諸税については、その目的に照らして歳出内容を厳格に評価し、かつ、その役割や税の負担割合についても評価した結果にしたがって、廃止・縮小等の見直しを行う。
- (9) 自動車関係諸税を軽減・簡素化する抜本的な見直しを行う。暫定税率は、廃止する。
- (10) 労働債権を公租公課より優先するものとするため、国税徴収法第19条に「一般先取 特権を有する労働債権は国税より優先するものとする」ことを追加する。
- (11)国際レベルでの資金の投機的な動きを抑制する一つの手法となりうる国際課税制度の 創設に向けて、主要国とも協調しつつ国際合意をはかる。その税収は、貧困撲滅や途上 国支援などの財源として活用する。

## 7. 法人税の課税ベースを拡大するとともに、企業の社会的責任に見合った負担を求める。

- (1) 法人税の本則税率を恒久的減税前の水準(34.5%)へ復帰させる方向で見直す。
- (2) 租税特別措置透明化法を制定し、法人税等の租税特別措置の適用状況や政策効果等を 検証する。有効なものは恒常化、有効でないものは廃止等行い、課税ベースの拡大をは かる。各種引当金、準備金への課税については不断の見直しを行う。その際、フリンジ ベネフィット(法定外福利厚生費)については非課税制度を維持する。
- (3) 会社分割等企業組織再編に関わる税制措置は、リストラ支援税制とならないよう、適格組織再編成の認定にあたって、従業員の引き継ぎ要件、事業継続の確認を厳正に行う。
- (4) 企業の使途不明金への重課税、過大な役員報酬や交際費に対する課税を強化する。また、均等割課税を導入する等、恒常化している赤字法人に対しても課税を行う。
- (5) 有限責任事業組合(日本版LLP)制度については、損益算入や通算範囲に制限を設

ける等、出資者(法人・個人)が租税回避の手段として利用しないようにする。

- (6) 公益法人制度について、公益を担おうとする組織が使いやすい運用を行う。
  - ①新たに創設される公益認定社団・財団法人に係る公益性の判定にあたっては、労働組合等の果たす社会的影響力を幅広く認める。
  - ②事業活動等に関わる規定は、持続的・安定的な運営ができるよう適正に適用する。
  - ③小規模法人等の実態を踏まえ、提出書類等の簡略化など必要な見直しを行う。
- (7) 公益法人制度改革に関連する税制の見直しにあたっては、公益的な活動を行う法人(人格なき社団を含む)に対する課税強化とならないようにする。

#### 8. 地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして改革を行う。

- (1) 国税と地方税の比率が、少なくとも50対50となるようさらなる税源移譲を進める。
  - ①国の消費税4%のうち1%分(約2.5兆円)を地方に移譲し、地方消費税分を2%とする。
  - ②地方法人特別譲与税の仕組みは廃止し、改正前に戻す。
- (2) 公共事業等を中心とした各種補助金の一部を一括交付する仕組み(一括交付金制度)を導入し、一般財源化をはかる。
- (3) 国から地方への税源移譲を踏まえ、地方自治体における担当職員の養成等、徴収体制整備をはかる。公的年金等からの特別徴収にあたっては、内容や時期について丁寧な周知活動を行うとともに、納税者の納得をえて実施する。
- (4) 地方交付税制度は、地方の財政力格差を調整する制度として、十分な財源の確保をはかり、配分基準決定方法の見直し等の制度改善を行う。
  - ①地方への税源移譲、歳出における義務づけの縮小、課税自主権の活用による自主財源 の増大により、地方交付税の不交付団体を全自治体数の4割程度とすることをめざす。
  - ②地方交付税の財源として、交付税の対象税目と地方への配分比率を拡大し、十分な交付税財源を確保する。
  - ③地方交付税制度については、制度の見直し議論に地方自治体を参加させる仕組みとし、 基準財政需要額の算定方法の簡素化にあたっては、地方自治体の財政需要の実態について十分検討する。
- (5) 地方の歳出については、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定する。
- (6) 地方自治体の課税自主権の活用については、住民の行政参加を促し自治意識を高める 観点から、基本的には尊重する。ただし、新たな税を創設する際には、①地方自治体は、 財政状況や行・財政改革の計画を明らかにし、課税の必要性についての説明責任を果た す、②住民(法人も含む)が参加して意見が反映できる機会を設ける、③既存の地方税 との関係を整理する、ことを前提とする。
- (7) 個人住民税の均等割については、定率減税の全廃等による個人の税負担増に配慮する 必要があり、また、地方の課税自主権を尊重すべきであることから、税率の引き上げは 行わない。
- (8) 個人住民税における給与支払報告書の提出対象範囲の拡大にあたっては、年の途中に

退職した者が翌年以降の納税に支障をきたさないよう、情報提供等の配慮を行う。

- (9) 税法上の総所得が基準となる国民健康保険料等については、税法改正による連鎖的な負担増とならないよう措置を講じる。同様に、総所得を基準として決定される自治体の補助金についても、給付減とならないようにする。
- (10)法人事業税の外形標準課税について、減資による租税回避の防止策を検討する。なお、 資本金1億円以下の中小企業への適用拡大は、雇用と事業活動への影響に十分配慮し、 慎重に検討する。
- (11)法人事業税の診療報酬に対する非課税措置を見直す。

以上